

紛争管理論 2019/11/20 授業レポート

〔調停の難しい場面〕

1. 時間がないという当事者や仕事依頼など現実の実務でおきそうな話で、考えるのが楽しかったです。
2. 面識のある場合はやはり担当者を変えるべきだと感じた。両当事者に一切の不安を与えない最善の策だと思う。
3. 上手く行かない調停をあらかじめ学ぶことで不測の事態にも対応できるので重要なことだと思った。
4. 調停人としてイレギュラーに対応する時、咄嗟の判断が大変そうだと思った。
5. 塚本さんが怖かった。

〔調停ロールプレイ：駅ビル賃料交渉〕

6. はじめて調停人をしました。調停人のスタンスや話し方などは実生活でも役立てられるのではないかと思います。
7. これまでのロールプレイングの積み重ねを生かして、難しい課題についても合意できた。
8. 申立人の最初の発言における態度で相手方の出方も違ってくると強く感じた。(態度のアンカリング効果とでも言うべきか。)
9. 調停人役をしました。終始円満に話は進んだと思いますが、両者の本音を引き出すのが難しく、最後に Factsheet を見て隠れた事実に対し少し驚きました。
10. 他のグループの報告をきいて最初にゆずれない条件を整理するというやり方がいいと思った。
→ 効率的に進む可能性もありますが、条件で硬直してしまうおそれもあります。条件という要求(ポジション)よりも、事情としての利害(インタレスト)を探っていくことを先行すべきと(一般には)考えられます。
11. 今回のシナリオは情報がある程度あって論点がハッキリしていたので多少複雑でも当事者役としてやりやすかった。
12. (相手方役として)要素が複雑でシビアな数字の多いロールプレイだったため妥協点を探すのが大変だった。……
13. (調停人役として)自分的には全然(時間が)たりなかったと思いました。他の班は解決していることが多く、何が違ったのかなと思いました。
→ 丁寧に進められたのでむしろよかったです。時間内に合意しなかった点を失敗と捉えないでいただきたいです。

〔その他〕

14. 小テスト②の範囲は、小テスト①以降でしょうか？
→ 主にという意味ではそうですが、前半からも少し出します。

「合意文書の作成」の意義

- 法的に妥当か？
 - 話し合いの出口にあたる
 - 調停センターが考える公正性が問われる
- 当事者は理解しているか？
 - 終結までは、話し合いが続いている
 - 一行ずつ読み上げるなどの工夫
 - 当事者が法律家に相談する機会の確保

1

合意文書の作成 ①当事者意思

- 気にかかることはないか（別席の活用）
- 情報を得ているか 法律相談は
- 表現への納得の追求
- 任意条項(特に努力規定)の扱いをどうするか

2

合意文書の作成 ②ミス避ける

- をチェック
- 甲乙、日付、金額
- 当事者が複数の場合 例)それぞれの支払い、併せて合計での支払いか
- 履行が長期に及ぶ場合 例)分割払いを2回怠ったとき・前の滞納解消の場合は？

3

当事者が複数の場合

Y1,Y2,Y3の3人がXに300万円支払うとき.....

- ① YらはXに対して、和解金300万円を支払う。
- ② YらはXに対して、連帯して、和解金300万円を支払う。

→ Y3が無資力になったとき、

田中豊2014:175頁

4

履行が長期に及び

下記の合意文書の問題点は？
「分割支払いを二回怠ったとき、期限の利益を失う。」

→ 続けてなのか、通算して二回なのか、遅滞額が二回分に達したときなのか不明。たとえば、一回怠り遅れて返済し次に怠ったときは？

「怠り、その額が二回分以上に達したとき」
「怠り、その額が金〇〇円に達したとき。」ならばOK。

裁判所書記官研修所1982:57頁

5

合意文書の作成 ③出口にあたる

- 両当事者以外への効果が及ぶ場合
- 公序良俗
- 強行法規

→ 履行の支援（後述）

6

合意文書の作成 ④ 確実な履行

- 調停期日継続中の準備／履行
- インセンティブ付きの合意条項（期限内支払いの場合の、一部の債務免除）
- 金銭支払 お札を数えること、口座の確認
- 次の手続 例) 登記、協議離婚
- 確保手段(民間ADRの場合)
例) 公正証書、即決和解、仲裁(への移行)、司法調停

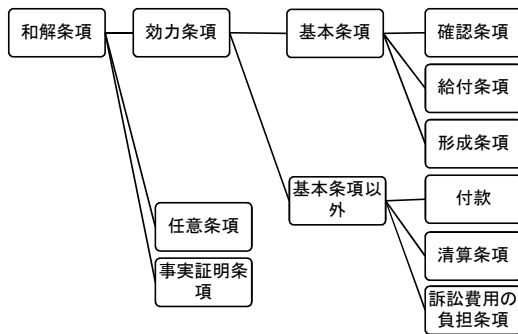
7

合意文書の作成 ⑤ 紛争の再発防止

- 不都合をおそれない
- 手続き的合意 ー 連絡方法、話し合い方

8

和解条項の体系



田中豊2014:145頁

9

条項の内容による性質分類

- 条項
特定の給付をする旨の合意を内容とする条項。金銭の給付、不動産の明け渡しなどが典型。
- 付款
一般的効力に制限を付加する合意。条件、期限などが典型。
- 条項
法律関係又は権利義務を明示的に整理するための合意を内容とする条項。例) XとYは、本件に関し、本和解条項に定めるものを除き、何らの債権債務がないことを確認する。
- 条項
法律上の効力に関係がなく、当事者の意思を尊重して特に記載する条項。

10

有効な合意文書

- 合意内容が実現可能
例: 消失した絵画の引き渡し ×
- 合意内容が確定(特定)している
例: 土地の7割を贈与する.....図面上不確定 ×
- 合意内容が適法(強行法規違反)
- 合意内容が公序良俗に違反しない

田中豊2014:35頁

11

裁判所書記官研修所(1982)『書記官事務を中心とした和解条項に関する実証研究』(法曹会)
田中豊『和解交渉と条項作成の実務: 問題の考え方と実務対応の心構え・技術・留意点』(学陽書房・2014年)

12

○×クイズ 理由も考えて下さい。

1. 対話型調停では、合意文書を残さないことを理想とし、やむを得ない場合のみ作成する。
2. 日本における民間型 ADR 機関における調停実務では、調停人も合意文書に署名するのが一般的である。
3. 合意文書は、あいまいな内容を書くべきではないため、「問題を生じた場合に、両者が誠実に協議する」といった努力規定は置いてはならない。
4. 合意文書においては、両当事者を甲乙と表記しないものは無効となる。
5. 民間型 ADR 機関において和解の仲介手続について合意文書を作成したとしても、強制執行を行うためには裁判手続または裁判所における調停手続を必要とする。
6. 公正証書は裁判所で作られる。
7. 調停の期日内に、当事者間で紛争の解決を目的として、金銭の支払いを行う場合がある。
8. 燃えてしまった絵画を返還するといった合意についても、両当事者が了解すれば、合意文書として成立させることは差し支えない。

紛争管理論

合意文書の作成 クイズ1 参考例

○×クイズ 理由も考えて下さい。

1. 対話型調停では、合意文書を残さないことを理想とし、やむを得ない場合のみ作成する。

× 合意文書を残さない場合はあり得るが、残さないことを理想とするものではない。事案に応じて、適切な文書を残すのが望ましい場合がある。

2. 日本における民間型ADR機関における調停実務では、調停人も合意文書に署名するのが一般的である。

○

3. 合意文書は、あいまいな内容を書くべきではないため、「問題を生じた場合に、両者が誠実に協議する」といった努力規定は置いてはならない。

× 努力規定を置くことで、互いに誠実に全体としての履行に協力する姿勢が期待できる。努力規定への強制力の行使ができないことは、当事者に理解されるべきである。

4. 合意文書においては、両当事者を甲乙と表記しないものは無効となる。

× 甲乙表記されるものは多いが、氏名表記されるものもあり有効である。

5. 民間型ADR機関において和解の仲介手続について合意文書を作成したとしても、強制執行を行うためには裁判手続または裁判所における調停手続を必要とする。

○ 民間調停（あっせん）には執行力が与えられない。

6. 公正証書は裁判所で作られる。

× 公証役場で作られる。公証人は、法務省の地方支分部局である法務局又は地方法務局に所属し、法務大臣が指定する所属法務局の管轄区域内に公証役場を設置し事務を行う。

7. 調停の期日内に、当事者間で紛争の解決を目的として、金銭の支払いを行う場合がある。

○

8. 燃えてしまった絵画を返還するといった合意についても、両当事者が了解すれば、合意文書として成立させることは差し支えない。

× 履行不能な合意内容を合意文書として成立させることは不適切である。

紛争管理論
合意文書の作成

1. ○×でお答え下さい。また、理由も考えて下さい。
 - (1) 乙が甲に謝罪するといった条項が含まれることは差し支えない。
 - (2) 公序良俗違反に該当する内容であっても、両当事者が了解すれば、合意文書として成立させることは差し支えない。
 - (3) 紛争の両当事者以外の関係者が途中から手続に参加し、合意文書に和解契約の主体として参加することは可能である。
 - (4) 調停において、「本書に定める外他に何らの債権債務のないことを相互に確認し、今後、名目の如何を問わず相互に何らの請求もしない」といった、いわゆる清算条項を置くのは望ましくない。

2. 合意文書には、一般には、前文を置くことが望ましいと考えられています。前文を置く理由は何ですか？また、どんな内容を前文に書くべきでしょうか？

3. AがBに100万円支払うと決まった際に、合意文書の給付条項として記載するにはどのような情報が他に必要になりますか。

紛争管理論
合意文書の作成 クイズ2

1. ○×でお答え下さい。また、理由も考えて下さい。

(1) 乙が甲に謝罪するといった条項が含まれることは差し支えない。

実務上も謝罪を文言に含めることは少なくない。

(2) 公序良俗違反に該当する内容であっても、両当事者が了解すれば、合意文書として成立させることは差し支えない。

契約として無効となり適切でない。

(3) 紛争の両当事者以外の関係者が途中から手続に参加し、合意文書に和解契約の主体として参加することは可能である。

参考人として手続参加し、和解契約の主体として参加する場合がある。

(4) 調停において、「本書に定める外他に何らの債権債務のないことを相互に確認し、今後、名目の如何を問わず相互に何らの請求もしない」といった、いわゆる清算条項を置くのは望ましくない。

実務上、清算条項を置く場合は少なくない。どの範囲での清算条項なのかに注意する必要がある。

2. 合意文書には、一般には、前文を置くことが望ましいと考えられています。前文を置く理由は何ですか？また、どんな内容を前文に書くべきでしょうか？

前文を置く理由は、事件を特定するため。たとえば、針混入事件では、フクザワマー
トにおける特定のトラブルについての問題について解決したことを示している。聖
徳紡績と樋口ソーイングは別の取引関係も行われていると考えられ、他の関係につ
いての合意でないことを明らかにしている。そのため、事件の範囲（範囲）を前
文に書くことが一般には望ましい。

3. AがBに100万円支払うと決まった際に、合意文書の給付条項として記載するにはどのような情報が他に必要になりますか。

「誰が、誰に、いつ、どこで、何を、どうする」をチェック。「誰が－Aが、誰に－
Bが、何を－100万円を、どうする－支払う」は分かっている。「いつ－2019年10
月29日までに」、「どこで－B宅持参で」（振込の場合は口座番号や振込手数料負担
も明確にして）といった情報が必要になる。